

28会 監 第 268 号

平成29年 1 月 31 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して公の施設の指定管理者監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

公の施設の指定管理者及びその所管課

(1) 対象所管課

ア 建設部 花と緑の課

（施設名 鶴ヶ城公園内運動施設等、会津総合運動公園、門田緑地、大川緑地、大川南四合緑地、蟹川緑地）

イ 教育委員会 スポーツ推進課

（施設名 市民ふれあいスポーツ広場、小松原多目的運動場、河東総合体育館、河東野球場、河東テニスコート、河

東弓道場)

ウ 農政部 農政課

(施設名 河東農村環境改善センター)

(2) 対象指定管理者 一般財団法人 会津若松市公園緑地協会

### 3 監査対象期間

平成27年度事務執行分

### 4 監査対象事項

#### (1) 所管課

ア 公の施設の指定管理の根拠等

イ 指定管理者の指定、管理に関する協定の状況

ウ 協定の履行、指定管理者に対する監督等

#### (2) 指定管理者

ア 関係法令等に基づく管理の状況

イ 協定等に基づく義務の履行状況

ウ 経費節減及び利用者サービス向上への取組状況

### 5 監査の着眼点

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第5財政援助団体等監査の着眼点」のうち「4公の施設の指定管理者監査」等に基づき、指定管理に係る出納その他の事務の執行が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

## 6 監査実施内容

公の施設の指定管理者及び所管課に対し、あらかじめ出納その他の事務の執行にかかわる関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査を必要とする事項について、指定管理者の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、施設にかかる現地調査及び備品調査を実施した。

## 7 監査の実施場所及び日程

### (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成28年9月27日から同年12月19日まで

### (2) 現地調査及び備品調査

ア 実施場所 会津総合運動公園（あいづ総合体育館、テニスコート）、鶴ヶ城体育館及び河東総合体育館

イ 実施日 平成28年11月15日

### (3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成28年12月20日

## 8 監査結果

公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次

のとおり意見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○運動施設の維持管理について（花と緑の課、スポーツ推進課、一般財団法人会津若松市公園緑地協会）

今回の現地調査において、運動施設の維持管理について、一定程度の修繕は実施されていたが、一部の施設において、その不具合により本来の利用に供していない状態や後日速やかに安全対策が講じられたものの利用者に危険を及ぼしかねない状態が確認されたところであり、また、現地に居合わせた利用者からは、本来の使い方が出来ず、不便をきたしているとの声も寄せられたところである。

こうした中で都市公園施設及び市民スポーツ施設について、利用者である市民からみれば一様に運動施設である一方、その所管は施設整備にあたっての法的根拠や国の財源の違いもあって建設部花と緑の課と教育委員会スポーツ推進課に分かれている現状にあり、それによって、技術職員の有無によるノウハウや国県補助金の活用状況が異なり、結果して、大規模な施設修繕の実績や今後の見通しに差異が生じているところである。

こうした点を踏まえ、所管課である花と緑の課、スポーツ

推進課及び一般財団法人会津若松市公園緑地協会において、維持管理に係るノウハウや情報を相互に提供するなど、これまで以上に三者が協力して、利用者の立場に立った効率的効果的な施設の維持管理を図られたい。

なお、長期的には、技術職員の効果的配置や国県補助金の活用ノウハウ、更には、市全体の効率的組織のあり方の観点も含め、利用者目線による一体的管理のあり方について、総合的見地から調査・検討されたい。

更には、施設の維持管理にあたって、事後的修繕はもとより、事前的継続的メンテナンスの重要性について、予算的な面も含めて一層意を用いながら、公の施設としての機能が十分発揮できるように努められたい。

○利用者のサービス向上について（花と緑の課、スポーツ推進課、一般財団法人会津若松市公園緑地協会）

指定管理者決定にかかる選定委員会の講評において、更なる情報発信の強化や利用者のサービス向上を求められていた。

指定管理者においては、こうした点を踏まえ、情報発信面では広報紙の増刊やホームページの充実に、サービス面では施設の供用期間や時間の延長、施設のユニバーサル化に努めている。

また、併せて、自動販売機手数料や売店収入等の収益事業を財源とする自主事業として、園芸教室や公共施設用花苗 26,000 本の生産など都市緑化事業に取り組むとともに、各種団体の協力のもとスポーツ教室（11 種目延べ 8,900 人参加）

の実施などによりスポーツ・レクリエーションの振興に努めている。これらの事業は、所管課の本来業務と密接な関係を持つものであり、その事業計画及び実施にあたっては、その効果がより十分に現れるよう、これまで以上に所管課と緊密な連携強化を図るとともに、所管課においてもこれらの事業に対するより一層の支援・協力を努められたい。

更に、指定管理者においては、団体設立以来、受託事業や収益事業に伴う内部留保金を累積させてきたが、平成27年度には、これを原資に20,000千円の事業拡張準備金が決算に計上されたところである。これが活用については、指定管理者内において、更なる利用者サービスの向上を図るため活用方針が検討されているとのことであるが、これらの財源は第一義的には指定管理者の経営努力によるものの、市の公の施設の活用をバックボーンとしたものであることにも鑑み、市（所管課である花と緑の課）との十分な協議も検討されたい。